

広域探査発掘加速化事業

畑等、主に工事を行わない土地に対して不発弾探査を行う事業です。

【申請要件】

1. 土地の用途

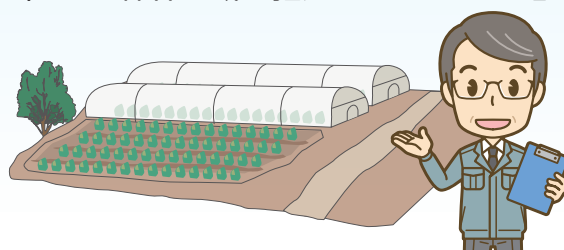
- 畑等となっている土地などが対象です。

※以下の場合、土地の調査または不発弾探査を実施できないことがあります。

- ・地滑りの恐れがある土地や急傾斜地
- ・川や海が隣接している土地
- ・土地改良事業などの事業地（計画地含む）
- ・森林区域に指定されている土地など

2. 土地の面積

- 100㎡を超える土地が対象です。



3. お申し込み方法

- 申請する土地の市町村窓口で、「磁気探査要望の注意事項」をご確認の上、申請書と同意書(要押印)を提出してください。

※様式は各市町村窓口で用意しています(印鑑をご用意ください)。

※申請する地番については、正確に記載いただきますようお願いいたします。

4. お申し込みから不発弾探査終了までの流れ

- お申し込み後「土地の調査」を開始し、調査完了後に「不発弾探査」を実施します。
- 「土地の調査」及び「不発弾探査」を行う前に、担当者から土地所有者に確認の連絡を行います。

※不発弾等が埋没している可能性の高い地域を優先し予算の範囲内で不発弾探査を実施するため、お申し込みから調査及び探査実施には期間を要しますのであらかじめご了承ください。
土地の調査後、探査が完了するまでの間は、原則土地利用はできません。

5. 不発弾探査にかかる費用

- 原則、申請者の負担はありません。

※不発弾探査を行える状態(更地)を前提とし、樹木の伐採、所有物の撤去等は、申請者ご自身で行っていただく必要があります。

6. 不発弾探査を行う業者の選定及び契約

- 沖縄県が土地の調査を行う業者及び不発弾探査を行う業者と直接契約します。

